

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月13日
【事業年度】	第38期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社サン・ライフ
【英訳名】	SUN・LIFE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松居克彦
【本店の所在の場所】	神奈川県平塚市馬入本町13番11号
【電話番号】	0463 (22) 1233 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 加藤武嗣
【最寄りの連絡場所】	神奈川県平塚市馬入本町13番11号
【電話番号】	0463 (22) 1233 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 加藤武嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成19年6月22日に提出いたしました第38期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

及び

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、売上及び収益力の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努め、業績に対応した配当を行うことを基本方針といたしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり15円とし、中間配当15円と合わせて30円としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと経営基盤のより一層の強化のために有効に活用することとしております。

なお、当社は中間配当を行なうことができる旨を定めております。

省略

（訂正後）

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、売上及び収益力の向上、財務体質の改善など経営基盤の強化に努め、業績に対応した配当を行うことを基本方針といたしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり15円とし、中間配当15円と合わせて30円としております。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと経営基盤のより一層の強化のために有効に活用することとしております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

省略

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5) 省略

(訂正後)

(1)～(5) 省略

(6) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a 自己株式の取得

当社は自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b 中間配当

当社は、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)ができる旨定款に定めております。これは、中間配当制度を採用することにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

c 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)がその職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

-